

指定管理者候補者選定要領

大紀町

大紀町指定管理者候補者選定要領

第1 趣旨

この要領は、町の公の施設の指定管理者の指定に当たり、公募等に応じ指定申請のあった法人その他の団体（以下「申請者」という。）の中から指定管理者候補者を選定するために必要な事項を定めるものとする。

第2 選定の基準

選定の基準は、次に掲げるとおりとする。

1. 事業計画の内容が、利用者の平等な利用を確保できることであること及びサービスの向上が図られるものであること。
2. 事業計画の内容が当該公の施設の適切な維持及び管理を図ることができるものであること並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
3. 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有する団体等であること。
4. 申請のあった公の施設の目的を達成するために十分な能力を有する団体等であること。

第3 審査の方法

審査は、第2に規定する基準に基づき施設ごとに定める「指定管理者候補者選定審査評価表（以下「評価表」という。）」に掲げる各審査項目について、提出された申請書類の内容審査及び聴き取りによる審査により、指定管理者選定審議会委員が5段階評価により各項目0点から4点までの評価点を付すことにより行い、さらに、この評価点に各項目ごとにあらかじめ定める掛け率を掛け、審査点を算定するものとする。

- 2 評価表の標準型は、別紙のとおりとする。
- 3 評価表は、施設の設置目的や機能の特性に応じ、掛け率を変更し、又は小項目を追加若しくは削除することがある。
- 4 評価表の策定に当たっては、あらかじめ指定管理者選定審議会委員の意見を聞くものとする。

第4 選定の方法

第3の審査の結果から、指定管理者選定審議会委員の審査点の総合計の最も多い申請者を指定管理者候補者とする。ただし、いずれの申請者も満

点の合計数の 100 分の 50 に満たない場合は、指定管理者候補者なしとする。

前項の場合において、指定管理者選定審議会委員の審査点の総合計の最も多い申請者が二者以上あったときは、これらの者のうち、評価表の大項目(1)及び(2)の項目における指定管理者選定審議会委員の審査点の合計の最も多い申請者を指定管理者候補者とする。

前項の場合において、評価表の大項目(1)及び(2)の項目における指定管理者選定審議会委員の審査点の合計の最も多い申請者が二者以上あったときは、これらの者のうち、評価表の大項目(1)及び(2)の項目における職員以外の指定管理者選定審議会委員の審査点の合計の最も多い申請者を指定管理者候補者とする。

前項の場合において、評価表の大項目(1)及び(2)の項目における職員以外の指定管理者選定審議会委員の審査点の合計の最も多い申請者が二者以上あったときは、これらの者の中からくじ引きによって指定管理者候補者を決定するものとする。

前 4 項の規定にかかわらず、評価表の大項目のいずれかに、指定管理者選定審議会委員の審査点に合計が 0 点の項目があった申請者は、失格とする。